

秋田県大潟村議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

当村は、平成の大合併に際し、近隣市町と合併協議会を設置し検討してきたが、結果的に自立で村政運営をする事を選びました。様々な分野において節減、削減が求められる中において、当村議会においては、平成16年8月の村議会議員改選において、議員定数を14名から12名とし、3つあった常任委員会（総務・住民教育・産業）を2つ（総務教育・住民産業）に統合するなどの合理化を図ってきました。現在は、総務産業・住民教育となっております。

また、議会改革を促進するため、平成21年に「議会改革調査特別委員会」を、平成22年6月には、「議会基本条例制定に関する特別委員会」を設置し平成23年3月に「大潟村議会基本条例」を制定しました。議会が村民の代表機関として、地域における民主主義の発展と村民福祉の向上のために果たす役割は大きく、「監視機能」と「立法機能」を十分駆使し、地方分権の時代にふさわしい的確な対応に努めている。具体的には、時代の改革に対応した積極的な情報の創造と公開、政策活動への村民参加の推進、議員相互の自由な討議の展開、村長等の行政機関との持続的な緊張の保持、自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制整備である。また議会が村民の意見を広く聴く機会を規定し、村民の意見を村政に反映させることとしている。

○予算執行等の監視機能

予算及び決算においては、特別委員会を設置し全議員で審議を行っている。政策提言をはじめ指摘事項や要望を当局に伝え、回答を求め、施策の進捗状況の監視を強化。また、当初予算においては、関係機関や各団体との意見交換により要望事項の把握に努め、政策提言や要望事項等を提言。

○全員協議会の開催

毎月の月初めに全員協議会を開催。重要な村政運営における案件や新規事業（交付金事業等）における概要説明を各担当課から説明を求め、制度や諸課題等を取り上げ、双方が共通認識と議論を深めている。

○課題施策の調査研究

村として課題とされている施策等においては、常任委員会（総務産業・住民教育）もしくは、議員数名により議員研修（先進地視察）をはじめ現状把握と調査研究を実施している。

○ペーパーレスによる議会運営

議員提案により、平成29年6月よりタブレットによる議会運営が開始されました。資料の更新・修正が瞬時に行えることやクラウドに保管出来ることから、いつ

でも資料を閲覧し調査が可能となった。また、事務局、議員同士の連絡がスムーズに行えることで効率的な運用が可能となった。

事績 2 住民に開かれた議会

◆議会報告会の開催

平成 20 年度より、村政の諸課題に柔軟に対応するため、村政全般にわたって、議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する「村民・議員との懇談会」を開催している。開催時期は、毎年 2 月上旬に開催され、毎回 40 名程度の村民が参加している。議長が議会活動と村政課題について説明した後、総務・住民・産業・教育それぞれの部門においてフリートーキングによる意見交換を開催していて、今年が 11 回目となる。

また、平成 22 年度に策定された「大潟村議会基本条例」において、村民への説明責任を十分果たすこととするため、議会の活動に関する情報を公開するということを明記されている。そのため、本会議・常任委員会（総務産業・住民教育）・特別委員会・議会運営委員会等を原則公開としている。更に参考人制度や公聴会制度も活用しながら村民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させている。さらに、定例会開催前に、議会議員が村内の事業所へ議会開催のチラシを直接配布し PR するなど開かれた議会改革に取り組んでいる。

○議会中継の公開

平成 21 年 12 月より「NPOポルダナーネット」との協力により、議会のライブ中継を実施。定例会における本会議をネット配信によりリアルタイムで見ることが可能となり、直接議場へ来られない方への利便性を図っている。

○傍聴者への資料配付

傍聴者は入室における一定の制限はあるものの、誰でも入室が可能であり、会期日程、議事日程のほか予算概要、一般質問の内容など理解しやすくなるように配布している。

○ホームページを活用した議会

ホームページに議会議員名簿、各委員会構成や議会日程等ほか、過去のライブ中継映像、最新号の議会広報はもちろんバックナンバーも掲載していて、誰でも閲覧が可能となっている。

○会議録の閲覧

定例会終了後、公共施設（公民館・ポルダナー潟の湯）に本会議及び常任委員会の会議録、全員協議会の会議録、予算内容を保存しており、気軽に議会審議の状況や

採決の内容を見ることが可能であるため、毎回多くの村民が活用している。

○議会広報の配布

年4回、議会広報編集委員（議員6名）による編集委員会を構成し発行している。県町村議長会主催の広報研修にも毎年参加するなど、「読みやすく、分かりやすい」議会広報に取り組んでいる。広報の配布は定例会の翌月の第3金曜日に全戸配布している。